

○まちづくり武生株式会社

まちなか賑わい創出支援事業助成金交付要綱

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなか賑わい創出支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、まちづくり武生株式会社補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付の目的)

第2条 助成金の交付は、越前市中心市街地活性化基本計画に定められた区域(以下「まちなか」という。)において、商業者や市民団体等がまちづくりに積極的に参画できる機会を増やし、まちなかの賑わいを創出することを図り、もってまちなかの商店街活性化及びイメージアップを図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、商業者、市民、学生等で構成する団体とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、まちづくり武生株式会社（以下「当社」という。）が、まちなかの賑わいを創出する効果が高いと認めた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の助成金以外に越前市の補助金等の交付を受ける事業については、助成の対象としない。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 使用料及び賃借料（会場等借上料、機器・機材借上料、光熱費等）
- (2) 委託料（助成対象事業全てを委託するものを除く。）
- (3) 会議費
- (4) 役務費（広告宣伝費、通信運搬費、保険料、アルバイト料等）

- (5) 印刷製本費（ポスター・パンフレット・ちらし作成費、写真現像費等）
- (6) 謝金・報償費（イベント出演者等の謝礼等）
- (7) 備品購入費（テント、机、イス等で継続的に使用するもので、次条第1項第2号に係る事業については対象外とする。）。ただし、助成対象経費の10%以内の額を上限とする。
- (8) 燃料費
- (9) 消耗品費
- (10) 原材料費（販売目的のための商品など、収益の発生するものに係るものは、除く。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に当たり合理的に必要と認められる経費
（助成金の額）

第6条 助成金の額は、次の各号に掲げる額とし、当社が定める。この場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 年間を通じて継続して開催する事業 助成対象経費の3分の2以内の額。
ただし、1件当たり300万円を上限とする。
- (2) 上記以外の事業 助成対象経費の2分の1以内の額。ただし、1件当たり25万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により算出した1件当たりの助成金の額が5万円未満である場合は、助成金は交付しない。

3 当該事業に対し、国又は県の補助金等の交付を受ける場合の助成金の額は、第1項の規定により算出した額から当該国又は県から交付を受ける補助金等の額を差し引いた額（この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、その差し引いた額が5万円未満のときは、助成金は、交付しない。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、まちなか賑わい創出支援事業助成金申請書（様式第1号）及び様式第1号添付書類1から添付書類3までの書類を当社に提出しなければならない。

(意見聴取)

第8条 当社は、交付規則第4条の規定による助成金の交付の決定に当たっては、必要に応じて専門家の意見を聴くことができる。

(交付決定前着手)

第9条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金の交付決定の日前に事業に着手する場合は、第7条の規定による助成金の交付申請の際に、交付決定前着手届(様式第2号)を当社へ提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金の実績報告)

第10条 助成金の実績報告に当たっては、交付規則第13条第1号及び第2号に規定する書類のほか、賑わい創出事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を提出しなければならない。

(助成事業の内容及び経費の配分の変更)

第11条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、交付規則第8条第1項の規定により当社の承認を受けなければならない。ただし、交付対象経費の合計額の20パーセント以下の額の経費の配分の変更を行うときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当社が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

年 月 日

まちづくり武生株式会社 様

申請団体名

住 所

代表者

印

まちなか賑わい創出支援事業助成金交付申請書

年度において、次のとおりまちなか賑わい創出支援事業に要する経費に充てるため、まちなか賑わい創出支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、助成金を交付されるよう申請します。

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書
添付書類1「まちなか賑わい創出支援事業 事業計画書」のとおり
- 3 申請団体の概要
添付書類2「まちなか賑わい創出支援事業 実施団体概要書」のとおり
- 4 収支予算書
添付書類3「まちなか賑わい創出支援事業 収支予算書」のとおり
- 5 その他

[添付書類1]

まちなか賑わい創出支援事業 事業計画書

事業者の概要	実施団体名		構成員数	
	代表者氏名			
	代表者住所			
事業概要	事業タイトル			
	実施場所			
	事業の目的			
	事業の内容			
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
担当者	氏名			
	住所			
	電話番号 (携帯電話可)			
	FAX番号			
	E-mailアドレス			

[添付書類2]

まちなか賑わい創出支援事業
実施団体概要書

1 団体名			
2 設立時期			
3 会員数			
4 会員の業種			
5 規約等及び 会員名簿	別紙のとおり		
6 連携する団体等について			
団体等名称		代表者の住所 及び氏名	

[添付書類3]

まちなか賑わい創出支援事業
収支予算書

事業タイトル_____

収入の部

項目	予算額	備考
まちなか賑わい創出支援事業助成金	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

支出の部

項目	予算額 (円)	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

年 月 日

まちづくり武生株式会社 様

申請団体名

住 所

代表者

印

年度 まちなか賑わい創出支援事業助成金交付決定前着手届

年 月 日付で、まちなか賑わい創出支援事業助成金の交付を申請した下記の事業について、別記条件を了承のうえ交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

1 事業のタイトル

2 助成事業の事業主体

3 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額

- ・助成事業に要する経費 円
- ・助成金交付申請額 円

4 助成事業の実施期間

- ・着手予定日 年 月 日
- ・完了予定日 年 月 日

5 交付決定前着手を必要とする理由

○別記条件

- ・助成金の交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、事業主体がこれらの損失を負担するものとする。
- ・不交付の決定がされた場合、又は交付決定を受けた助成金額が交付申請額に達しない場合においても異議はない。